

フロン類回収業に係る主な行為義務は次のとおりです。

- 引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。(法第 11 条関係)
- 使用済自動車を引き取ったときは、フロン類回収基準に従ってフロン類を回収し、自ら再利用する場合を除き、フロン類運搬基準に従って自動車製造業者等に引き渡す必要があります。(法第 12 条、第 13 条、第 22 条関係)
- フロン類を回収した使用済自動車は、解体業者へ引き渡す必要があります。(法第 14 条関係)
- 登録事項に変更があるときは、変更届出書の提出が必要となります。(法第 57 条関係)
- 氏名または名称、登録番号とフロン類回収業者であることを記載した標識（縦横 20 cm 以上※1）を公衆の見やすい場所に掲げる必要があります。(法第 59 条により準用される法第 50 条関係)
- 電子マニフェスト制度を利用して、引取・引渡実施報告を行う必要があります。(法第 81 条関係)
- 毎年度終了後一月以内に、電子マニフェスト制度を利用して、フロン類の回収量等について報告する必要があります。(法第 81 条関係)

※1 登録等通知書(写し)の掲示で可